

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止になります。この期間は欠席扱いとなりません。御家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、登校する際には、下記の「インフルエンザ報告書」の項目に医師から診断された内容を記入し登校当日のお子様の健康観察をして、学校に提出してください。インフルエンザが治ったかどうか確認するための医療機関への受診及び証明書の取得は必要ありません。

※インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」になっております。 発症日は0日目となり、翌日から5日間となります。

平熱に下がった後48時間経過していても、発症した日の翌日から7日間は、ウィルスを排出して人に感染させる可能性があります。マスクの着用と手洗いの励行をお願いします。

南アルプス市立豊小学校長 様

インフルエンザ報告書（保護者記入）

医師から診断（疑いを含む）された内容と本日の健康観察結果について報告します。

- 1 年 児童名 _____
- 2 診断名 _____
- 3 診断年月日 年 月 日 _____
- 4 受診医療機関名 _____
- 5 発症した日 年 月 日 _____
- 6 医師から指示された欠席期間 年 月 日 ~ 年 月 日 _____
- 7 解熱した日 年 月 日 _____
- 8 登校する日の朝の健康観察
* 検温結果 (度)
* 咳 なし ・ ある
* 鼻汁 なし ・ ある
* のどの痛み なし ・ ある
* その他の症状 なし ・ ある ()

上記のとおり報告します。（再登校の日付） 年 月 日

保護者名 _____ 印

登校時の注意事項

◇インフルエンザ報告書には、

診断名・医療機関名・受診日・発症日・医師から指示された欠席期間・解熱日・健康状態・保護者名・印など必要事項をおうちの方がご記入ください。

◇登校するときには、

「インフルエンザ報告書」を学校に提出してください。念のため、ほかの人への感染の広がりを防ぐために、登校する際は、マスク（不織布）の着用をお願いします。（替えのマスクを3枚は持たせてください。）

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則

発症後、5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発熱中



解熱



登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間								
3日間								
4日間								
5日間								

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※3 表中の「発熱期間」の最後の日に解熱したとします。